



後に続く者を信ず

長島 安治（5期）

一昨年のICHIBEN BULLETIN 9月号の巻頭言に、私は上記の表題をつけましたが、今も同じ心境です。

今回の原稿依頼書には、司法制度改革の前後の弁護士会・弁護士を比較し、今後の弁護士のあり方を考えるうえでの参考となることが依頼の趣旨・目的である、とありました。私には少なくとも司法制度改革の重点であった法科大学院卒の弁護士とそれ以前の弁護士との間に、全体的に見て資質と能力の差があるようには見えません。勿論、私が接触する弁護士は主に私共の事務所の人達に限られていますから、誤った見方かも知れません。しかし、先頃或る会合で一流の法科大学院の教授が、法科大学院はすべて予備校化してしまって、絶望的といつても過言ではない、と嘆きながら皆に話しておられましたから、私の上記の印象もあながち的はずれではないように思います。もし、これが事実であれば、司法制度改革は法科大学院制度に関する限り、壮大な無駄だったことになります。私は、母校の法科大学院の発足前から運営諮問委員会の委員として関係教授の方々の大変な熱意と努力に接して非常な感銘を受け、また開校後は少人数の教室での討論方式の授業を見学し、大きな期待をしていただけに、心配でなりません。

私達15名の修習同期生が一弁に入会したのは1953年4月でしたから、間もなく60年前ということになります。この間、弁護士会も弁護士の実務も大きく変わったと感じます。例えば、「自由と正義」の内容も外観も、当時とは比較にならぬ程充実していると思いますし、後から登場したICHIBEN BULLETINにも啓発されることが少なくありません。また、弁護士の知財、M&A、ファイナンス、税務等の分野での専門の高度化が顕著になり、さらに若い弁護士を中心に、いわばフロンティア・スピリットを以て地方都市で永続的なロー・ファームを目指して着々と規模を拡大していたり、新しい分野を切り開いたり、新しいビジネス・モデルの事務所を設けたり、また中国をはじめアジアの国々やブラジルなど特定の外国の法律と実務を修得して特色を出そうとするような例が続々出て来ているようです。さらに法科大学院が出来たために、教授を経験している弁護士の数也非常に多く、また特任制度で行政庁で働く経験を積む若い弁護士の数も大きなものとなっています。法律事務所の大規模化については、いうまでもありませんし、多数の外国法事務

弁護士や外国の法律事務所の支所の存在もう当たり前になっています。さらに、何かというとすぐに設けられる第三者委員会に、弁護士が加わるのも常態といつていいくらいです。

これらの現象が生ずるようになった原因としては、何といっても日本の経済が60年前には到底予想できなかった程成長して我が国が経済大国になり、かつ、国際化ないしグローバル化に伴って日本を含め主要各国の企業活動が非常に拡大し複雑化したことが挙げられます。もう一つ、司法制度改革によって、弁護士の数が大幅に増加し、またその結果、弁護士間の競争が激しくなったことが大きな原因であると思います。

先程、新しいビジネス・モデルと記しましたが、例えば、多額の相続財産争いについて代理することを派手に宣伝する事務所の例を見た記憶がありますし、また、債務整理・過払い返還に重点を置いて全国的組織を開拓している事務所もあって、それらの事務所は、或いは批判を受けているのかも知れません。しかし、このような動きも、弁護士活動の新たなダイナミズムの現れと考えれば、必ずしも批判ばかりすべきではないように思います。

川にたとえれば、わが国の60年前の弁護士活動は水源からまださほど遠くない細い流れで、主に飲水や炊事洗濯の水を供給し、魚釣りや水遊びの場を提供することで世の中の役に立っていたと言えるかも知れません。それが、司法制度改革のおかげで弁護士が急増し、ほぼ全国に行きわたるようになり、川は今や中流に差しかかって、水量は豊か、川幅も広くなり、少し上流ではダムが設けられて発電に役立ち、少し下流では灌漑用水、工場用水、水道用水等を供給し、水上スポーツや水運の場を提供して役立っていると言えそうです。

最近、法テラスの弁護士が国選弁護料を水増し請求していたということが報道されました。弁護士数が大幅に増えれば、時にはそのような破廉恥な者が出て来るのも、或る程度は避けられないかもしれません。しかし、それにも拘わらず、日本の弁護士達はやがて大河となって一層多様な仕方で人々の、そして社会と国の役に立つであろうという、この大きな流れは変わらないでしょうし、変えてはなりません。私は後に続く者を信じます。

弁護士の数を大幅に増やし、“マスの力”をもたらし始めている司法制度改革は、その点においては正解であったと考えております。